

一般財団法人オルトモスヘルスケア財団 奨学金給付規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人オルトモスヘルスケア財団(以下、「当法人」という。)が支給する奨学金の給付等に関し必要な事項を定め、その業務の適正かつ確実な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で用いる主な用語および定義は、次のとおりとする。

- (1) 「奨学金」とは、当法人が奨学生に給付する学資金をいう。
- (2) 「奨学生」とは、当法人から奨学金の給付を受ける者をいう。

(奨学金給付の目的)

第3条 奨学金は、次条に定める奨学生の有資格者に対し奨学援助を行うことにより、未来の医療機器開発における次世代のリーダーを育てることを目的とする。

(奨学生の資格)

第4条 当法人から奨学金の給付を受けることができる者は、当法人が指定する大学および大学院に在籍し、品行方正、学業優秀でかつ学資の支弁が困難であると認められるものでなければならない。

(奨学金の給付期間および金額)

第5条 奨学金の給付期間は、1年間とする。

2 前項の期間中に給付する奨学金の額は、月額3万円とする。

3 奨学金は、原則として返還を要しない。ただし、当法人は、第15条(奨学金の返還)の規定に基づき、奨学生に対し、給付した奨学金の返還を要求することがある。

(選考委員会)

第6条 当法人は、奨学生を採用するため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会に関し必要な事項は、「選考委員会規程」に定める。

第2章 奨学生の採用と奨学金の給付

(募集要項)

第7条 理事会は、採用する奨学生の人数その他必要事項を記載した募集要項を作成する。

(奨学生願書等の提出)

第8条 奨学金の給付を志願する者は、次の各号に掲げる書類を、当法人に提出するものとする。

- (1) 願書
- (2) 直近の成績を証明するもの
- (3) 住民票の写し(発行日から3か月以内で、世帯全員が記載されているもので、マイナンバーの記載がないもの)原本
- (4) その他当法人が必要とする書類

(奨学生の採用)

第9条 奨学生の採用は、選考委員会の選考を経て、代表理事が決定する。

2 前項の規定により奨学生を採用したときは、速やかにその旨を、本人に通知するものとする。

(奨学金の給付)

第10条 奨学金は、2か月毎の一定日に給付するものとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

2 奨学金の給付は、奨学生の指定する本人名義の銀行口座に振り込んで支払う。

3 奨学生は、前項の銀行口座を変更する場合、当法人に対し届出なければならない。

(異動届出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を当法人に届出なければならない。

- (1) 留学する場合
- (2) 休学、復学、転学または退学したとき。
- (3) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (4) 留年または卒業延期の恐れが生じたとき。
- (5) 当法人への提出書類に変更が生じたとき(メールアドレス、住所等)。

(奨学金の休止)

第12条 代表理事は、奨学生が休学し、または長期にわたって欠席することとなった場合には、奨学金の給付を休止することができる。

(奨学金給付の復活)

第13条 前条の規定により奨学金の給付を休止された者が、その事由が解消した後に奨学金の復活を願い出たときは、在籍校からの意見を徴して、休止期間の分についても奨学金の給付を復活することができる。ただし、奨学金の休止から1年間を経過したときはこの限りではない。

(奨学金の廃止)

第14条 代表理事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、在籍校からの意見を徴して奨学金の給付を廃止することができる。

- (1) 退学したとき。

- (2) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績または素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (5) 本規程第4条(奨学生の資格)に規定する奨学生としての資格を失ったとき。
- (6) 本規程第11条(異動届出)に定める提出義務に特段の理由なく違反したとき。
- (7) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実が判明したとき。

(奨学金の返還)

第15条 代表理事は、奨学生または奨学生であった者が、第11条(異動届出)に定める届出の義務を故意に怠った場合または第12条(奨学金の休止)、もしくは前条の各号の一つに該当した場合は、その者に対し、第5条(奨学金の給付期間および金額)第3項の規定にかかわらず、給付した奨学金の全部または一部の返還を求めることができる。

(奨学金の辞退)

第16条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができるものとする。

第3章 奨学生の責務

(報告義務)

第17条 奨学生は、当法人が定める事項を当法人に報告しなければならない。

第4章 補則

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

(施行)

1. この規程は、2025年12月1日から施行し、2025年10月1日から適用する。